

専門実践教育訓練給付制度について

社会人の方の資格取得や再就職・キャリアアップを後押しする制度

岩手医科大学医療専門学校歯科衛生学科は、2019年4月1日より「専門実践教育訓練給付」の対象講座として、厚生労働大臣の指定を受けました。

■制度の概要

一定の要件を満たす方が当科で学び、修了・就職した場合、学費の一定割合額（最大で187万円）がハローワークから支給されます。

■支給対象者 次の1、2、3の要件をすべて満たす方

1. 雇用保険の被保険者である方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始が1年以内の方。
2. 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上ある方。初めて支給を受けようとする方は2年以上ある方。
3. 過去にこの給付金を受給した場合は、受講開始日までに3年以上経過している方。

■支給額

	教育訓練経費	支給額	
1年目	100万円	上限 40万円	資格取得・就職した場合 48万円
2年目	75万円	37.5万円	訓練終了後、賃金が受講開始前と比較し5%以上上昇した場合 24万円
3年目	75万円	37.5万円	
合 計	250万円	115万円	追加支給最大 72万円

■手続きの流れ 受講開始日の1カ月前までに完了する必要があります。

1. 入学前

- ①ハローワークに支給要件照会を行う。
- ②入学試験合格後、入学手続きをする。
- ③ハローワークにて受給資格確認手続きを行う。
- ④教育訓練給付金受給資格者証の交付を受ける。

2. 在学中 6ヵ月毎

- ①学校から給付金支給申請書、受講証明書、領収書等の交付を受ける。
- ②ハローワークへ給付金支給申請書類一式を提出する。

3. 卒業後

ハローワークへ追加支給の申請をする。

■制度利用には条件があります。

詳細は居住地を管轄するハローワークへお問い合わせいただくか、下記をご確認ください。

- ・教育訓練給付制度（厚生労働省）
- ・教育訓練給付制度（ハローワーク）
- ・Q&A～専門実践教育訓練給付金～（厚生労働省）